

## 海外派遣労働者の健康診断（労働安全衛生規則第 45 条の 2 ）

労働者を 6 月以上海外に派遣しようとするときは、あらかじめ次の項目の健康診断を行わなければなりません。

また、6 月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるときも、健康診断を行わなければなりません。

### 健康診断項目

#### 【必ず実施すべき項目】

既往歴および業務歴の調査

自覚症状および他覚症状の有無の検査

身長・体重・視力及び聴力の検査

胸部エックス線検査およびかくたん検査

血圧の測定

尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）

貧血検査（赤血球数・血色素量）

肝機能検査（G O T ・ G P T ・ G T P ）

血中脂質検査（総コレステロール・HDL コレステロール・トリグリセライド）

血糖検査

心電図検査

#### 【医師が必要と判断したときに実施しなければならない項目】

腹部画像検査（胃部エックス線検査・腹部超音波検査）

血中の尿酸量の検査

B 型肝炎ウイルス抗体検査

A B O 式および R h 式の血液型検査（派遣前）

糞便塗抹検査（帰国時に限る）